

第五十五回国会 農林水産委員会 議 録 第三十三号

昭和四十二年七月十二日(水曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 本名 武君

理事 飯谷 忠男君

理事 高見 三郎君

理事 東海林 稔君

小澤 太郎君

熊谷 義雄君

田中 正巳君

野呂 恭一君

漢 徹郎君

赤路 友藏君

兒玉 末男君

實川 清之君

島口重次郎君

美濃 政市君

神田 大作君

鈴切 康雄君

出席國務大臣

農林 大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

農林政務次官 草野一郎平君

農林省農林經濟局長 大和田啓氣君

農林省園芸局長 八塚 陽介君

委員外の出席者

農林省農林經濟局保險管理課長 齋藤 吉郎君

專門 員 松任谷健太郎君

七月十二日

委員栗林三郎君及び中野明君辞任につき、その補欠として芳賀貢君及び鈴切康雄君が議長の指名で委員に選任された。

第一類第八号

農林水産委員会議録第三十三号

昭和四十二年七月十二日

同日
委員芳賀貢君辞任につき、その補欠として栗林三郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

果樹保険臨時措置法案(内閣提出第一二二号)

○本名委員長 これより会議を開きます。

果樹保険臨時措置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。兒玉末男君。

○兒玉委員 きのうに引き続きまして、経済局長並びに園芸局長にお伺いしたのでございますが、まず園芸局長にお伺いしたのは、昨日は、今後の主要果樹の需給関係について御説明いただいたわけですが、今回、この共済保険の対象となる六品種の中におきまして、特に収穫の多いミカン、リンゴあるいはブドウ、こういう点につきまして、各品種ごとにおいてそれぞれ国内における需要と供給の関係、あるいは特に需要面におきまして生食なりあるいは加工、こういうこと等がいろいろと需要の中で拝見されるわけでありますが、問題は、私は、やはりこれから特に圧倒的生産量の多いミカン等については、加工面あるいは輸出面、こういうこと等が考慮されなければ、特に変動する価格面におきまして安定した価格の維持ということが困難ではなからうかと思うのです。特に生産量の多いミカン、リンゴ、ブドウ、こういう点等について今後、どういうような対策を講じられようかと思っております。この点お聞きをいたしたいと思います。

○八塚政府委員 お話ございましたミカン、リンゴあるいはブドウにつきまして、現在の時点におきまして需給関係あるいは需給の状況を反映いたしません価格の関係はそれぞれ異なっておりますようでございます。御承知のように、ミカンの状況は、生産が非常に勢いでふえておりますので、少なくとも現在までの段階ではそれに対応いたしまして需要もふえておる。そうしまして価格等も堅調であるわけでありませう。

一方、その需要の中では、もちろん生食用が大部分でございますけれども、そのうちの約二割程度は加工ということで処理をされておる、販路を見つけておるわけでありませう。生食で輸出をいたしますミカンの部分は数量的には一割強というところでございませう。ミカンにつきましては、そういうことで、今後どういふふうになるかということをお昨日来多少申し上げたわけでございますが、現在の段階で申し上げますと、今後ミカンの需要はやはり相当伸びるであろう、五十一年の見通しにおきまして、現在の三倍近くは伸びるのではなからうかというふうに見ておられます。生食用で一番伸びる原因は何かということをお尋ねいたしますと、やはり所得の伸びに対応して伸びてまいらる。ただ、従来のような勢いでは必ずしも伸びないだろうというふうな考えをしております。したがって、今後国民経済の成長、それに対応いたしまして所得が伸びますと、現在の弾性値等から見まして、それくらいは伸びていくだろう。ただ、生産のほうは、現在の勢いで伸ばすということは需給の均衡を長期的に破壊することになるというところで、現在考えておるわけでございます。

加工のほうの状況でございますが、これは昨日も申し上げましたが、今後加工は漸次伸びてまいるとは思いますが、一面加工原料の価格と、それから生食用の原料価格というふうなものとの対比からいたしますと、現在の段階では、生食用の需要が強いというふうな言って間違いないかろうと思っております。その面からの制約があるわけでございます。それにいたしまして、加工も漸次伸びていくだろう。ただ、加工がどれくらい伸びるかということになりますと、これは過去の傾向をただ単純に伸ばすというふうには一がい言えないのではないだろうか。結局正直に申し上げますと、経験者、そういう方々の意見あるいは業界の方の意見というふうなもので考えていくことでやむを得ないのではないかと。たとえば、私どももそういう過去の趨勢あるいは業界の方、経験者の方の見で一応需給の見通しを立ててまいりますと、基準年度三十九年に対比いたしましたして一八〇%くらいにはなるのではないだろうか。ところが、加工の中で二つございまして、これは一番大きいのはもちろんかん詰めでございませうが、そのうちでも内販と輸出があるわけでございます。輸出は何ぶん外国相手でございますが、これにいたしまして、従来努力をいたしてまいりまして、大体四十一年、四十二年と若干ずつ伸びておまして、現在の段階では、四十二年は五百万箱足らずというところまでまいっております。今後外国における他の国との競争がございませうから、そう早急に拡大するということはむしろ考えられないのでございませうが、逐次伸びていくように努力をいたしてまいりたい。

それから、生果輸出は、先ほど申し上げましたように、きわめてウェットとしては少ないわけでございます。生産量の一割強というふうな申し上げましたが、それにいたしましては、従来カナダあるいは米国につきましてはアラスカ等に輸出をされておったわけでございます。米国につきましては、植物防疫上の関係で従来禁止をされておりましたが、ことしの五月に米国において先方の植

物防疫法の改正がございまして、門戸が開けたわけでございます。ただし、これはいろいろ厳格な条件がついておりますから、初年度からそう早急にふえるというふうには期待しないほうがむしろいいのではないかと。しかし、門戸が開けた以上は、着実に今後伸びていける見通しはついたというふうに言つてよからうと思ひます。それにいたしまして、米国におきましても日本のいわゆるサツマオレンジをつくつております。いろいろ競争もかんぎつ類にはございまして、手放しでただ伸びる伸びるというのを言うのはやはり危険であろう、相当努力を要するといふふうで考えております。それにいたしまして、一般的にミカンはそのういふことで需要の見通しは明るいと思ひますか、大きいのでございまして。

リンゴのほうは、そういう状況が異なるかと存じます。リンゴにつきましては、私どもの見通しにおきましても、大体基準年度に對しまして五十一年度は約一三〇%前後といふふうに見ております。もつとも、リンゴの中にも、御承知のように日光等とデリシヤス系統のリンゴがございまして、その一つ一つについて消費支出弾性値をとつてみますと、著しく態様が異なつております。スターキングであるとか、ゴールデンデリシヤスであるとかいふ種類のリンゴは、所得の伸び以上に需要がふえるといふふうに見ておりますが、日光等従来の品種は、消費支出弾性値が約〇・三といふふうなことで、あまり今後の所得の伸びに對して消費がふえるといふふうにはいかないのではないだろうか。リンゴの加工等は、いろいろ従来とも苦心をしまつたところでありまして、業界等でも努力をいたしてまいつておりますけれども、なかなかリンゴそのものとして加工をいたして販路がふえるという方法が、端的に言へば、いま行き悩みの状態にあるといふことでございまして。ただ、輸出のほうにつきましては、御承知のように、従来ともフィリピンを一番大きな市場といたしまして、南方のほうにも出ておつたのであります。あるいはソ連等にも出ておつたのであり

ますが、一ころ相当な市場でありました台湾が、一時その輸入をあまり認めなかつたという状態が続いたのでございまして。私どももいたしましては、各方面の御叱咤を受けまして、先般私どものほうの課長も参加いたしました外交交渉団が台湾へ参りまして、数量をいましてはそれほど大きなものでないといふ批判もあつたと思ひますけれども、とにかく前年の倍近くの輸出の交渉を終えてまいつたといふふうなことで、今後ともリンゴの輸出については努力をいたしてまいりたいといふふうで考えております。

ブドウは、比較的何と申しますか、問題はちろんかかえておりますけれども、いまのところ需要も相当ございまして、たとえ先ほど申し上げましたミカンは、需要をいたしましては将来約二七〇%ぐらい、あるいはリンゴは一三〇%ぐらいと申し上げましたが、ブドウはほぼその中間的な地位にあるといふふうで申し上げてよからうかと思ひます。

〔委員長長席、高見委員長代理着席〕

ブドウも比較的新しい産地が続々と出ておりますが、比較的古い大産地であります山梨等におきましては、その二割程度がブドウ酒の原料として使用されておるのでございまして。ブドウ酒の今後の見通しといふことは多少いろいろな見方があるかと思ひますが、漸次肉食がふえ、一方、業者の方のいろいろな努力もあつて、ブドウ酒も、昨今のブドウ酒は生産量が必ずしもふえているとは申し上げられませんが、今後期待すべき販路の一つではなからうかといふふうで考えておるような次第でございまして。

○兒玉委員 主要な果樹についての現在の需給関係なりあるいは今後の動向をお聞きしたわけでありまして、たとえばミカン等の場合におきましては、新しく植栽した、比較的樹齡の若いミカンが相当多いわけでありまして、こういう点から判断いたしますと、私はいま農林省の考へておられるような生産量をかなり上回ることが予想されるのではなからうかと思つております。また、リンゴ

の場合には別といたしまして、ブドウの場合におきましても同じような傾向が見られるのではないかと。しかしながら、ただいま局長の答弁にありましたとおり、大体需要供給の関係を何とか維持できるといふふうな御説明であります。いざいざいたしまして、先般島口委員も質問いたしましたようにございまして、先般島口委員も質問いたしましたように、この価格に対するところのいわゆる保障対策というものがなくとも思つておりますが、せつかく今年五カ年間の施行期間において共済保障制度が実行されるわけにございまして。これと並行的に、価格安定対策としてはやはりこの際技術的な検討をする段階にきていましてはなからうか。特に農業経営の中におきましても、果樹園芸にかつていく傾向は非常に強いわけでありまして、こういう点からも、主要農作物であるところの米麦にかかわる果樹作物についても、このような農安法に示されたような価格保障対策といふことは、やはりこの際真剣に検討すべき段階にきていましてはなからうかと私は思つておりますが、この点について局長の御見解を承りたいと思ひます。

○八塚政府委員 たいま申上げましたが、

需給を均衡させるということにつきましては、自然に均衡させるといふふうにはなかなか案観できないと思ひます。私どものほうの長期見通しをつくる、あるいは植栽の目標をつくりました過程におきましても、たとえばミカンにつきましては、従来、最近の植栽面積の増加が年々一万ヘクタールある。それを今後五年間は平均して六千ヘクタール、あるいはさらにその後の五年間は三千ヘクタールといふふうで植栽を推していくという努力、その努力の効果があつて、初めてむしろ需給が均衡するであろうといふことを考へておるのでございまして、そういう努力があるいはそういう気持ちで十分に実行に移せるような体制が私どものほうでないか、確かにお話になりましたような価格の低落という問題が出てくるわけにございまして。そういう意味におきましては、私どもも、むしろこういう基本方針をつくつて需要供給の見通

しなり目標をつくつたというの、価格に対する問題があるといふことのでつくつたわけにございまして、御指摘の点は十分に考へなければならぬと思つております。

ただ、果樹の場合は、御承知のように永年作物でございまして、ある年に相当な供給があつて、したがつてそういう価格の低落に對してその次の年の生産が調整されるというところは考へられなくて、もしそういう事態になりますと、むしろ構造的に下がっていくといふことのは問題としては大いのではなからうか。もちろん、年によつて豊凶がございまして、それから摘果を奨励することも可能でございまして、やはり果樹の場合は永年作物でございまして、野菜であるとかあるいはその他の一年生のそういう作物の価格の調整方法は必ずしもなじまないのではないかと。したがつて、非常に迂遠な方法であるか。わかりませんが、やはり供給あるいは生産、あるいはそのもとにありまして調整していくといふことが根本であるかと思ひます。それにいたしまして、年々の豊凶、あるいはある時期にある市場へ非常に多くの出荷が集中して価格が落ちるといふようなことは、これはあり得るわけにございまして、そういう点については、年々の短期的な市場の調整といふことが必要であるわけにございまして。それにつきましては、私どものほうも、リンゴであるとか、あるいはミカンであるとか、それぞれの樹種に對して各県の生産者団体の方々あるいは指導者の方々、行政機関の方々にお集まりいただきまして、そういういわば予期せざる、あるいは無秩序であることによる価格の低落といふことをできるだけ避けるように御相談を申し上げておるわけにございまして。そういう口先だけの協議会がはたしてどの程度効果があるかといふことになりまして、御論議のあるところかと存じますけれども、まあある面では、私どももかなりそういう協議会等の御相談というのが効果を

六十年の非常に古い樹体もあれば、まだ定植をしてから一年か二年という非常に樹齢の低い樹体等、広範にわたるわけで、枯死した場合の対象というものはどういふ範囲を指しておるのか。この点多少こまかくなりますけれども、その範囲というものを明らかにしておく必要があるかと思うのですが、この点はどのようになっているのか、伺いたい。

○大和田政府委員 いま樹体に関する御質問がございましたが、私も果樹保険の種類といたしまして、収穫保険と樹体保険と両方試験実施として行なえるようなたてまえにいたしております。ただ、樹体につきましては、現在、収穫保険に比べまして、なお資料が乏しくて、私も四十年度一年度限りの資料しかつかんでおらないわけでございます。収穫保険に關しましては、三十八年ないし四十年の三カ年のデータの蓄積がございますけれども、樹体保険につきましては、ほんとうはまだ資料としてきわめて不完全というふうに申し上げざるを得ないわけでございます。したがって、私も、私どもでもできるならば、果樹保険の試験実施にあたりましては、当面樹体保険をあと回しにいたしまして、収穫保険だけで出発することが無難であるというふうに考えましたけれども、果樹栽培者あるいは団体等の御希望も樹体保険について非常に強いものがございます。したがって、資料が乏しいという点と、関係者の御希望が非常に強いという点によりまして、収穫保険のいわば特約という形で、収穫保険を結ぶ農家について、特約として樹体保険もあわせに行なうということに当面いたしました。そうして保険金額も、収穫物保険の金額の二倍、いわば二年分の収穫保険を保障金額とする。そうして、樹体として枯死、流失等々、いわば全損の形で樹体がだめになった場合に、全体の保険に供します。樹体の中で、一割以上の樹体について全損をこうした場合に保険金を払うという形で整理をいたしたわけでございます。これは、果樹栽培業者の希望といえますか、期待も樹体保険に非常にあるわけ

でございますから、私も、この試験実施の過程において、さらに樹体の評価あるいは樹体の被害等々を十分に調査検討して、できるものならば、試験実施の期間においても、もう少し本格的な樹体保険を始めたいというふうに考えておるわけでございます。

○児玉委員 これは六月十二日の日本経済新聞の読者相談室の記事ですが、読者からの投書に対して、保険管理課長である斎藤さんの答弁が載っています。その中で、「未確定な点が多く、当初は収穫保険の付帯特約としてだけしか認めない方針です。」「この専門的な答弁が書いてあるわけでございますけれども、その付帯特約という意味は、結局一年じゅうを通じて、時期的な点には全然関係なく、いわゆる果実の収穫を前提として、これに關連する事項としての特約——という意味なのか、その辺がわかりませんが、いづれにいたしまして、その損害の時期は、全然時期的な制約はなく、それから樹齢に關係しないのか。それだけの果樹によって、収穫のあるまで植え付けてからの時期というものは相当格差があるわけですから、その辺の限界というものはどこにも明らかにされていないようでありまして、特別な用語だと思っておりますが、ミカンにいたしても、種をまいたり、あるいはつぎ木を植えて、相当広範に苗木等も栽培している地域が多いわけですが、私は先ほど、どこまでございとおるか、その辺の見解をお聞きしたわけでありまして、その点、再度お聞かせいただきたいと思っております。

○大和田政府委員 樹体保険は、当面収穫保険のいわば特約という形で実施するわけでございますが、特約という意味は、収穫保険のかかっている園地について樹体保険が行なわれるというところでございます。したがって、苗木でまだ実を結ばない、したがって収穫保険の対象にならないものは、樹体保険も当面はやらぬという趣旨でございます。これは先ほど申し上げましたように、四十年度だけの樹体の被害率しかございませ

んし、そのときの調査も、結果園についての調査、苗木についての被害調査がございせん。これは私が先ほど申し上げましたように、試験期間中においても試験調査を進めて、できるならば本格的な樹体保険をやりたい。その本格的なという意味は、これはあくまで試験実施でございせんけれども、苗木を含めることができるかどうか、それから、収穫保険の特約としないで、独立に樹体保険をすることができないかどうかという点の検討を含めておるわけでございます。

○児玉委員 それは検討を含めるということですが、少なくとも苗木から畑に定植をした場合は、その年齢を問わず、当然この対象にしようか。その年齢を問わず、当然この対象にしようか。長野にかけた集中豪雨等によりまして、やはりああいふ場合においては相当な畑地が流失され、再度その苗木を活用することは不可能に近い現象が多いと思っております。特に最近の集中豪雨による被害というものは、その地域地域の集中的な被害をこうむる可能性がある。先般の狩野川災害等の場合においてもそういう現象が各地に見られたわけでありまして、そういうところから考えますならば、少なくとも定植をした以後の場合においては、果実がなるうとならぬまいと当然この対象として考えるべき筋合いではないかと思っております。○大和田政府委員 私も、筋としては、当然苗木を含めて樹体保険を行なうことがいいというふうに思っています。ただ、これは筋としてそのほうがいいということではございせん、苗木についての被害率というものは全然調べてございせんから、保険の対象に、いかに試験実施であっても被害率が全然算定できませんので、しばらく御猶予をいただいで、十分調査の上、できるならば試験実施の期間中におきましても苗木についての樹体保険を始めたいというふうに考えております。

○児玉委員 次に、関係団体からも要請されたというところがこの調査室の資料に載っておりますけれども、これは先般の伊勢湾台風による事故にか

んがみて非常に強調されたわけですが、この中におきまして、特に樹体の損害においては、山火事等の火災による場合ということが何か規定されてないというふうなことが要項事項に載っております。扱いは自己の責任によらぬか、不可抗力な火災という点は十分考慮されるかと思っておりますが、この点はいかがでございますか。

○大和田政府委員 団体等から山火事を事故として入れてほしいという意見がございまして、私もそれはもともとだというふうに判断いたしました。法律の七条二項には「鳥獣害又は火災」ということで、指定災害の中に入れてございせん。○児玉委員 それから、私はあまり専門家ではございせんけれども、この資料の病虫害等の中においては、現在政府の指定している以外に、リンゴについては斑落病、ブドウのネムリ病、それから防除困難な土壌病害、こういうような点を考慮されたい旨のことが書かれてあります。先般の政令による指定事項ですが、こういう点については若干の食い違いがあるのではないかと思っております。これはもちろん調査の結果、こういう病気が少ないというふうな判断されたのかどうか。私は、やはり起こり得る災害というものは、いかなる場合においてもその対象にしてしかなるべきにならうかと思っておりますが、この辺はどういうふうな解釈をされているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○大和田政府委員 保険の事故といたしまして、病害は、果樹農家の技術水準によりまして病害の程度が非常に違うというところは事実でございます。一般的に病害あるいは虫害を保障事故とする、どうしてもモラルリスクが避けられませんが、人力でいいますか、一生懸命防除をしても防除しきれないような病害に限って保障事故といたすというつもりでございます。したがって、その種類を申し上げますと、かんきつにつきましては、リンゴはモニリア病、なしが

黒斑病、ブドウがおそぐされ病というものを現在指定をして保険事故といたすつもりでございます。それで、それ以外に、いま御指摘になりましたような幾つかの病害につきまして、全中からも希望がござりますが、これは私どもいまの段階では、人力といえますか、防除の力によってある程度まで防げるのではないかとおもうに思っております。ただ、基準は、あくまで災害防除の努力によって防げるか防げないかということがきめ手でございますから、全中から出しましたものにつきましても、今後十分検討をして、もし私ども考えておりますように、普通のといえますか、防除の努力によって防除し切れないようなものであることが了解できますならば、これを指定することにあえてちゅうちょをいたさないといいことでござります。

○兎玉委員 これは園芸局長が経済局長か、担当はわかりませんが、先般も当委員会が問題になりました山梨県のブドウの品種改良について、全然効果がないということでもって、武田製菓と生産者との間においてかなり問題がありました。その損害額についても相当生産者と製菓側との間において大きな食い違いが発生する問題があったわけですが、これはやはり私は損害の一つとみなすわけでありませう。こういうような事例等については、果樹園芸の場合非常に多様性を持っておられるので、その事例として、品種改良ということを積極的にやった結果が大きな損害を与えておられるのか、あるいは今後保険の契約をする際、どういふようなことが想定されるのか、その発生原因あるいは経過、結果、それに対する損害額の査定と当事者側の食い違い、こういう点、損害額についても相当な金額であります、この辺のところはどういふふうな御所見を持っておられるのか、この際、お聞かせをいただきたいのであります。

○大和田政府委員 果樹保険の対象といたしますものは、これは農作物でも同様でございますが、どんなに範囲を広げても、主として自然的な災害

でございます。自然的な災害に加えて、果樹保険では「病害、鳥獣害又は火災」ということをいっておるわけでございます。先般の山梨県のブドウ等のいわば薬害につきましては、園芸局長から詳細なお話があると思いますが、どうもあれは保険事故の対象としては無理だというふうに思っています。

○八塚政府委員 先般の山梨県あるいはその他のブドウ栽培地帯に關しますジベレリンの問題につきましては、ジベレリンという点から問題になりました関係上、実は園芸局長というよりも、農政局長の所管になっておるわけでございます。しかし、いづれにいたしましても、あの農薬は病気を防ぐというものでなくて、お話にありましたように、品質を変えて商品価値を高めるというためにつけた薬でございます。この問題は、たとえベニシリンならベニシリンを注射するときに、万が一ショック死するといけないから保険をつけるというふうなことである、ちよつとたとえが適切であるかどうかわかりませんが、そういうふうには考えられまして、むしろ、それは農薬なりあるいは農薬散布の方法を適正にしていこうということである、そういう害を防いでいくべきものであつて、それをそういう農薬をつければたまたま害が起るであらうという意味で保険の対象にするというのは、適当ではないのではないかと考えております。

○兎玉委員 ちよつと経済局長にお伺いしたいのですが、やはり生産者としては、より多くの収穫をあげるために、あるいは品種を改良するために、いろいろな努力をされると思うのですが、少なくとも保険の対象というものは、そのできた収穫なり樹体の損害だけのものではなくして、その原因、それまでの経過というものは十分配慮する必要がありますか、あるいはその限を、単に自然災害なり病虫害なりにいたしまして、それぞれ個々の個人が努力をすることによって、病虫害の侵食を防いで、保険金を取らなくても済むようにする。ところが、ある程度さばって、消極的な取り組みによつて損害が起きた、それは保険の対象になる。なまけ者が保険をもらい——これは極端な例でありませうけれども、そういうことではほんとうの保険業務というものは正しく遂行されないし、今回の山梨等の場合においても、実際に品種改良のために投じた農薬といひますか、いわゆる薬代、それに対する努力、研究というものは相当な努力が傾注されているわけですが、この病虫害等に対して努力によってその被害が食い止められるという可能性の問題と、不可抗力の二つの問題があるわけですが、この辺の仕分けというものについてやはり公平なる裁きをしないと、加入者から相当な苦情が出ることを私は予想されるわけですが、特に今回のこのいふ事故に対して、農林省としては明確な方針というものをやはり立てていくべきではないかと思つておられますが、その辺いかがでございますか。

○大和田政府委員 これは果樹保険ばかりではなくて、農作物の保険についてもまさに当りはまる御議論でございます。できるだけ努力をしたものに保険金がいけないで、努力しないものに保険金がいけるといふ形では、農業保険の運用がうまくいかないわけでございます。ただ、いま御指摘のような薬剤による被害というものは、やはりこれは自然的な災害とも違うわけでございますから、農業保険の事故の対象というふうにかんがえるのは適当ではない。今後もあるいはこういうことが起こる可能性がなきにしもあらずというところがございますけれども、それは別の指導等の強化によって対応すべきものであつて、保険としてこれに取り組むことはやはり適当ではないのではないかとおもうに思つております。

○兎玉委員 あと一問だけ質問しまして、大臣に二、三点だけ質問するのを保留しまして、終わりたいと思つております。

園芸局長にお伺いしたいわけでありませうけれども、いまの農薬に關連しまして、これからおそらくカキナリクリ、ピワというもの等もその対象にならうと思つておられます。特に自然災害に対する防除対策、あるいは病虫害等に対する防除対策、これは園芸局長が御指導なさつておられるものと思つておられますが、特にクリ等の場合は個人の力だけで防除しにくい面が非常に多いように聞いておられるわけですが、その辺の防除対策等はいまどういふふうな御指導をされておられるのか。特に今後こういう果樹の奨励等についても不可欠の問題じやなからうかと思つておられますので、防除に対する現在の指導状況ということについてお尋ねいたします。

○八塚政府委員 病虫害の防除が果樹園芸にとつて非常に大きな役割りを果たしておられることは事実でございます。生産費の中でも、病虫害防除に対する資材費あるいは労力費というものはきわめて大きいウェートを占めております。栽培技術が高度になればなるほど、そういう点については傾向がはつきり大きくなるというふうに見てよろしいかと実は考えております。

それに対します対策といたしましては、大体二通り考えられるのではないかとおもうに思つておられます。第一は、やはり品種の改良と申しますか、あるいは耐虫性あるいは耐病性の品種を逐次つくり出していく。ただいま御指摘になりましたようなクリにつきましては、一ころクリタバチというものがしょうけつをきわめました、園のほうで伊吹とか筑波とか耐虫性の品種をその後つくりまして、順次それに対応して新品種の育成をはかる、そういう面からも体制を確立することが一つでございます。

もう一点は、やはり種々の病虫害防除をやるわけでございますが、お話がありましたように、個人の力ではなかなか及ばない問題があります。たとえばいまのクリタバチ等にいたしましては、そのクリタバチの寄生蜂と申しますか、クリタバチに寄生するハチを連れてきて天敵として防除に使うというふうなことは、やはり個人の力ではなかなかできない。やはり園なり県なりがそういう施策をやつていくということが必要であるわけでございますが、過去においてそういう施策をやつてまいりました。

また、病虫害防除は、いま申し上げましたよう

また、病虫害防除は、いま申し上げましたよう

に、個人個人が非能率的にやっておりますと、これは手間がかかる、労賃がかかる、かつコストが上がる、しかも効果が思わしくないというところで、これは共同防除、たとえばスピードスプレーヤーの導入を積極的にはかっていく、あるいは園地の集団したところでは共同でそういうことがやりやすいように栽植をしていく、そういうふうな病虫害防除の体制を整えていくように融資その他で指導をいたしておる次第であります。

○見玉委員 終わります。

○高見委員長代理 午後一時に再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時十九分開議

○本名委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

果樹保険臨時措置法案を議題とし、質疑を続行いたします。見玉末男君。

○見玉委員 時間がたいへん制約されておりますので、簡潔にお伺いしたいと思います。

まず、この保険の主体である経済局、その次に園芸局と、この二点にしばって御質問いたしますが、第一点は、今回のこの五カ年間の施行期間におきましての対象果樹は、ミカンそのほか、六品種が指定されておるわけでございますが、現在の国内の果樹園芸の実情から判断をしまして、さらにまた地域的な問題等から考慮いたしても、そのほかに、カキ、タリ、ビワなど当然保険の対象品目とすべき果樹があると思っておりますが、単にこの六種類に限定することなく、今後拡大の方向をとるべきじゃないかと思っております。第二点につきましては、この保険を推進する上におきまして、特に農業共済組合連合会あるいは農業協同組合、また地方自治体に対しても、事務的な面におきましてこの保険事業を運営する上におきま

すが、これらの三団体に関連する各系統の諸団体に對しましては、当然これに要する事務経費等は全額国庫負担の方向が望ましいと考えるわけでございませうけれども、いままでの質疑応答の中で十分なる答弁がなされておりますので、画期的なこの果樹保険業法の円滑な遂行と目的を達成するために、以上二点についてお伺いをしたいと存じます。

○倉石國務大臣 お話のことは、ミカンと同様に試験調査を行なうてまいりましたが、カキは例が一果しかございませんで、そういう関係で、保険として、試験調査をさらに対象を進めてやっています。これを先行して資料を整えて、そうして研究をいたす対象として追加する考えでございませうが、いま申し上げましたように、データがきわめて少ないものでありますから、さらにその試験調査を先行いたしまして、でき得る限りその対象をいたして追加する考えでございませう。それから、その他の果樹につきましては、ただいまのところ実験実施の対象とするのはちょっとむずかしい状態でございます。

それから、もう一つのお尋ねは、果樹保険事業運営の経費につきまして、組合、それから地方自治体、そういう団体に負担をかけるないように国庫の助成を厚くすべきではないか、これにつきましては、私どもも同様の考えを持っておりまして、必要な経費につきましては補助対象といたすようにつとめてまいり所存でございます。

○見玉委員 次に、これは園芸局に關係する問題でありますけれども、先般同僚の島口委員もこれを指摘したところでございませうが、特に果樹は長期の作物でございまして、特に豊凶の差がはなはだしいし、しかも流通機構の未整備、あるいは市場が非常に生産地と遠隔にあり、いろんな事情におきまして価格の変動というものが激しいわけでございますが、いづれにいたしましても、農業基本法に基づいて、いづれにいたしましても、農業善など、こういう政府の指導のもとに、園芸作物が今日は相当の部分占める状況下にあるわけ

です。こういう時期におきまして考えられますことは、先ほどの質疑応答の中でも、今後果樹に対する需要というものは増加の傾向にあるわけでございますが、問題は、生産農民が安心してこのようなら果樹振興に協力する道は、その最大の基本はやはり価格の安定にあるかと思っております。これは、もやばり豊作貧乏というこの情勢は一向に変わらぬままです。そういう事情から判断いたしますならば、他の農産物にいわゆる農安法がございませうが、果樹については何らこういう保護策がございませう。そういう点から、今回の保険を対象とする事業の遂行とともに、あわせて価格変動に對処するところのいわゆる価格保障対策、あるいは価格補てん等の対策を当然検討する段階にきておるものと思えるわけですが、このような価格対策につきまして大臣の御所見を承りたいと思

○倉石國務大臣 昨今の果樹の価格は、需要の増大に見合った生産の順調な増大によりまして、おおむね安定して推移をいたしてまいっておりますが、しかし、果樹の最近の植栽の動向、特にミカン等においてはそうでありませうが、その動向が今後も持続するといいたしますならば、種類によりましては、将来需給のバランス上問題となるものが出てまいり懸念があると存じます。そこで、果樹の価格安定につきましては、十分に配慮する必要があると思っておりますが、果樹の価格安定対策につきましては、これが永年作物である果樹の特性から見まして、天候等による短期的な価格変動も考えられますけれども、さらにまた長期的な、お話をしような需給のバランスといけませんから、この需給のバランスがくずれることのないように、長期的な観点に立つて果樹の需要と生産の調和をはかることが必要ではないか、こう思っております。このために国にいたしましては、さきの果樹振興基本方針について、将来の需要の見通しに即応いたしました植栽及び生

産の目標を示したわけでありませうけれども、都道府県はこれに即応いたしましたして、都道府県の振興計画を定めることとなっております。今後はこの目標に沿って生産の計画的な増大をはかることに、短期的には特定市場または特定時期に出荷の集中することを避けるために、出荷団体間の連絡協調による計画的出荷を推進することによりまして、果樹の価格の安定をはかるようにつとめてまいりたい、このように思っております。

○見玉委員 質問を終わります。

○本名委員長 芳賀君。

○芳賀委員 本法案の審議につきまして、当委員が、およそ十年間の経過の中で、農業災害補償法の拡大的な制度発展のために論議を繰り返した中で、現在ありますところの農作物共済家畜共済にあわせて、畑作共済並びに果樹共済の新種の事業を加うべきであるという論議を繰り返してきたわけでありませうが、この際、政府提案としてこの法案が実験法でありますけれども提案されたことは、われわれとしては期待に沿ったものであると考えるわけでありませう。

そこで、実験の経過をいよいよ全面的な実施ということになるわけでありませうが、法案によりまして、昭和四十三年四月一日からの施行を目途にいたしまして、おおよそ五カ年間の実験期間というものを想定しておるようでありませうが、ただ、どうしても五カ年間の実験しなればならぬということではないと思っております。ですから、この法律の附則におきまして、五年をこえない範囲内において別に法律を制定した場合にこの法律は効力を失うということになっておるので、この法案が国会で成立して実施に入る場合、もちろん政府の善意な行政努力に待つわけでありませうが、五年間を待たないで、なるだけ短い期間に実験の成果というものを十分確認して、そうして全面的な制度実施の段階に入るべきであるというふうには思いますが、この点に対する農林大臣の見通しはいかがでありますか。

○倉石國務大臣 お話しのうちに、実験期間を五年といたしておるわけですが、何も五年たたなくても、その間に実験の成果が見られるようになりましければ、もっと短縮をして実施いたしてまいりたいと思っております。

○芳賀委員 ですから、法案は五年以内ということになっておりますね。政府側においてもこの法案を出すまでに十分研究、調査等はやってきておるわけですから、最大の努力を進めた場合、たとえば三年なら三年経過した場合、全面的に全国の果樹生産農家を農産物の対象にできるというふうな見通しはやはり持たないと、漫然と五年間たつということになると思うわけですから、この点についておおよそ三年なら三年を目途にして努力するのだというふうなことをこの際明らかにしてもらいたいと思っております。

○倉石國務大臣 この法案作成のときも、過去の経験等に照らしましていろいろ研究をいたしました、やはりこういう制度の実施にあたりましては、少なくとも五年は要る、五年くらいの実験が必要であるというところで立案をいたしましたわけでありまして、もちろんさらに努力は続けますが、まあ五年の研究をいたしましたならば完べきにまいるであろう、こういう考えで五年くらいは要るだろうと初めから予定をいたしましたので、そういうことにいたしましたわけでありまして。

○芳賀委員 次に、この際明らかにしてもらいたいことは、従来の経緯からいいますと、畑作共済並びに果樹共済を同時に実施すべきであるというところで、われわれは政府を鞭撻してきたわけでありまして、ところが、今般、むしろ畑作共済よりも困難性を予想された果樹共済のほうが先に出てきた。これは非常にけつこうなことです。むずかしいといわれたものが先に実行されることになることは、これはもう非常によろしいことですが、果樹共済よりも安易にやれるという畑作共済があると回しになったというところについては、その理由づけに政府も苦心しておると思うわけですが、畑作共済の段階としては、やはり実験段階を必要とす

ると思うわけですが。そこで、この果樹保険臨時措置法の成立をもって、当然次の段階には畑作共済の制度化が必要になるわけですが、その予定はどうかということになっておりますか。

○倉石國務大臣 畑作共済につきましては、これはやはり共済でありますから、全国的に実施すべきだと思っておりますが、御承知のように、北海道はたいへん希望が多いわけでありまして、他、他の地域においてはなかなかうまくまいっておりません。そういうことで現在まだ実施をする段階になっておらない、これが真実のところでありまして。

○芳賀委員 私の言っておるのは、果樹保険と同じように、やはり三年あるいは四年間の法律によるところの実施期間、実施段階というものが必要なわけですね。従来の農作物共済にしても、家畜共済制度にしても、一定期間の実験段階を経て、それから全面的な制度の実施ということになるわけですから、唐突といふ全面的にやれというんじやないです。ですから、この次の段階としては、当然畑作共済制度をやらぬというわけにはいかぬです。幾ら逃げても、この畑作共済制度よりも困難性があるというのをいわれた果樹共済を実施するということが今度生まれるわけですから、これは非常に喜ばしいことです。ですから、この次は当然畑作共済に手をつけなければならぬわけですから、いつからこの実験をする法案を出すかというところをこの際明らかにしてもらいたい。

○倉石國務大臣 政府は、四十一年から四十三年までこれを研究しよう、そこで畑作共済について希望を申し出ると申しますか、手をあげてきたのは北海道だけであつて、ほかのほうからは要望が出ておりませんが、いま申しましたように、研究をいたしておるわけでありまして。お話しのように、畑作共済というのは、これはやはりいろいろ事情を考えてみますと、でき得べくんば、ことに畑作については大切な共済でありますから、したがって、いま申しましたような経路を経て検討を続けてまいりたいと思っております。

○芳賀委員 いま大臣が言われたとおり、昭和四十一年から四十三年までの三カ年間、これは政府自身が行なうのではなくて、北海道をはじめ主要な道府県に対して、いわゆる調査、実験を、予備的と言へば言えるかもしれませんが、委託して進めておるわけですね。それが明年度終るわけですから、そうならば、直ちに政府としてもみずから今度は実験段階に入るといふ必要が出てくるわけですね。そのぐらゐのスケジューリングはちゃんとまわっておると私は考えておるので、何も難題をふっかけているつもりではないのです。ですから、明年あるいは明後年に畑作共済の実験のために法律を出すなら出す、そうするということに、明確に大臣から発言してもらえたいと思つておるわけですね。

○倉石國務大臣 四十一年から四十三年、いまお話しのように、北海道と鹿児島において調査をいたしておるわけでありまして、その結果に基づいてどのように実施いたすべきかということを検討してまいりたいと思つております。

○芳賀委員 畑作といつても、やはり果樹の場合六品目に限定しておると同じように、あらゆる畑作物を包括的に対象にするということではないと思つておるわけですね。たとえば全国的には主要な豆類であるとか、あるいはなたねであるとか、あるいはカンシヨ、バレイシヨ等の根菜類を対象にするか、おおよそ対象作物は限定されてくると思つておるわけですね。ただ、いまからもう十年以上も前に、任意共済の形で福岡県がなたねの共済をやりまして、その結果としては、地域的に独立した任意共済では、この種の共済事業というものは不可能であるということが、これはもう明確に立証されておるわけですね。ですから、どうしても国の再保険をおるわけですね。これはもう議論の余地がないわけですから、これはもう議論の余地がないわけですから、全国を対象にするものでなければならぬことになれば、主要な対象地域というところになれば、全国的ではありますけれども、やはり北海道あるいは南九州という地域が主要地域ということに当然なると思つておるわけでありま

す。ですから、この北海道と南九州における三カ年間の予備実験段階が終わつた場合においては、それを貴重な資料として、農林省としては、当然畑作共済に対する実験に要する法律を出すのが順序であるというふうなことを考えておられます。従来当委員会においてもしばしば早期の実現というものを促進してきておるわけですから、この際、抽象的な容弁ではなくて、大臣として明確にできないというところであれば、これは経済局長が責任を持って予定を明らかにしてもらいたいと思つておるわけですね。

○倉石國務大臣 経済局長が申し上げました、結局政府が責任を負うわけでありまして、いまお話し申し上げましたように、四十一年から四十三年まで北海道、鹿児島等において研究を続けておるわけでありまして、その結果を待つて専門家による検討をいたしまして、政府の方針をきめたい、こういうのが今日の態度であります。

○芳賀委員 昨年の六月二十一日に農業災害補償法の一部改正が行なわれまして、改正の主要な点は家畜共済の抜本的な改正を行なつたわけですね。その際、当委員会としては六項目にわたる附帯決議を付しまして、その五項目目に、政府は畑作共済、果樹共済、さらに肉豚等の新種共済についてすみやかに制度化を実現すべきであるということを議決しまして、この点については、当時の坂田農林大臣は、全面的に委員会の決議を尊重してすみやかに実現に努力しますと明確に言つておるわけですね。ですから、四十三年度に予備的な実験が完了するわけですから、それを待つて政府としては直ちに法案の提出に取り進むべきであるというふうなわけですから、繰り返すようでありまして、これは不可能なことをやれというわけじゃない。どうも共済制度というものは順序を追つていかなければ、直ちに実行ということではできません。しかし、そういうことをわれわれは承知の上で、しかし、全国の生産者がもう長期にわたつて願望しておるところの制度の実現でありますから、もう少

す。ですから、この北海道と南九州における三カ年間の予備実験段階が終わつた場合においては、それを貴重な資料として、農林省としては、当然畑作共済に対する実験に要する法律を出すのが順序であるというふうなことを考えておられます。従来当委員会においてもしばしば早期の実現というものを促進してきておるわけですから、この際、抽象的な容弁ではなくて、大臣として明確にできないというところであれば、これは経済局長が責任を持って予定を明らかにしてもらいたいと思つておるわけですね。

当な災害がありますと必ず削減をいたしたわけでございます。削減をいたしましたけれども、しかし、国が九割は異常部分について持つわけでございますから、そんなに大きな削減部分ではございませんが、とにかく昭和三十八年までの水稲、これは戦前からの農業保険の積み重ねがありまして、戦後二十年たつてから昭和三十八年までが、組合と連合会と合わせまして責任の保有額が一三%、国が八七%ということでございます。これはちょうど、果樹保険におきまして政府の再保険が九割ということになりますので、政府の負担部分が八七%、連合会が一三%ということに對應するわけでございますが、とにかく昭和三十八年度当時における水稲と同じ程度国が再保険し、そして組合が削減をいたしますものでも、大体当時の水稲とはほぼ同じ程度のものでございますから、試験実施として今回踏み出します果樹保険でこの程度の削減がありますことは、まず御了承いただけるのではないかと、思ふわけでございます。

○美濃委員 今回、漁業災害補償法と、同じ災害補償の法律が出ておるわけですが、いわゆる農林政策の中で、片やの漁業のほうは、百九十五条に、そういう災害がひどくてその支払いによって元請団体に赤字が出た場合の措置に関する法律を規制して、漁獲共済については削減払い方式をとっていないのであります。その他のものについては、陸上と海上と違うのでありますから、設計上当然客体の違うものを災補補償するわけでありまして、この客体の違いからくる問題は私とはやかく言うわけではないけれども、この削減という思想は、これは漁獲共済についてもあるいは果樹共済についても同じでなければならぬと思ふのです。政策は一貫してなければならぬと思ふ。片やはそのように削減規定はない。片やが削減規定をつけてくる。たとえば実験期間といつても、もうすでに法律をつくつて入るわけでありまして、以下いろいろ被害率その他設計上の問題について質問を続けたいと私は考えておりますが、実験だからと

いって、あまり安易に考えて非常に計画の緻密性を欠いておるといふことは、私はどうかと思ふのです。少なくとも保険として設計をして、保険事業として行なわしめるそのうしろには、いわゆる加入者あり、あるいはその加入によって災害補償法で災害を補償するといふ法律の目的から見ても、実験だからという表現があまり多いということについて、私は疑問を感じておるわけでありませぬ。私は、この点はこの法律を修正して、削減がない方法をとるべきであると思ふ。過去の歴史の中にあったからといって、それを考えると、不十分な制度で過去においては行なわれておるわけでありまして、過去の悪い面をこへ持つてきて、過去は悪いのだから、現在も踏襲するといふ考え方は、私、その点もどうかと思ふわけでありませぬ。以上の点について意見を承りたい。

○大和田政府委員 漁業共済と比較することが適当であるかどうかわかりませんが、漁業共済につきましても、相当な期間にわたつて試験実施をいたしましたときに、国が再保険をしたという事例はございません。それから、あるいは私の理解が間違つておるかもしれませんが、漁業共済で、漁獲共済は別として、養殖共済につきましても、削減の規定があるはずでございます。果樹共済において削減の規定がありますことにつきましても、削減の程度が非常にはなだしい場合は、それは不当という御批判があるいはあるかもわかりませんが、再々申し上げておきますように、全体からいいますと、決して大きな金額ではございませんし、とにかく営々として数十年積み重ねてきた水稲の共済におきましても、昭和三十八年において実施していた再保険の割合あるいは削減の割合と大体同じ程度でございますから、今回出発する果樹共済において削減の規定を持つことは、私はやむを得ないことであらうと思ふ。

明では了解できないわけですが、しかし、説明はそれ以上できないということであれば、私はこの点は保留しまして、大臣の意見を承りたい。その前に、次官がおいででありますから、政務次官はこれをどうお考えになりますか。私は、こういういわゆる削減規定というものは、従来はあったとしても、なくするのが損害保険のためであるのでありますから、今回の法律制定にあつて削減規定をなくする、あくまでそうしなければならぬという修正意見を私は持つておるわけですが、この点次官からお伺いしたい。

○草野政府委員 削減規定の問題は、保険全体の上において実質的にどの程度の問題になるかといふことも一応考えながら、さらに試験的段階を——まあ試験ということばは、すでに実施にいつておるじゃないか、実施に重点を置くのか、試験に重点を置くのかという考え方もあろうかと存じますが、全体の中における比率というものが非常に大きな部分を占めないということであるならば、ある程度の削減というものはやむを得ないのじゃないかというふうにも考えられております。

○美濃委員 ある程度の削減はやむを得ないのであるけれども、どうもこの種の損害保険で他の面を見ましても、農業以外に削減規定はないわけですね。損害保険として出発する以上、その保険契約事項というものは契約の成立によって行なわれるわけですから、片や加入者に対して一方的に法律をもつて削減規定を付して保険設計をするといふその根本は、私はあやまちであると思ふわけですね。

○大和田政府委員 ちょっと私、御質問の趣旨がよくわかりませんが、現在の農作物、水稲の共済につきましても削減の規定はあるわけでございます。ただ、三十八年の制度改正によりまして、水稲につきまして責任を組合が相当持ち、また掛け金を相当保留することができましたことから、削減の率というのは非常にわずかなものになりましたけれども、削減はあるわけでございます。

す。これは水稲ばかりではございません。蚕繭についてもございませぬ。したがって、農業保険制度につきまして削減の規定があるのはおかしいといふことは、私は、これは保険制度を運営するたてまえからいって、削減の規定はやむを得ないものであらうと思ふ。ただ問題は、削減の規定が非常に強く働いて、災害が起りました場合に大部分のものが削減されるということでありませぬ、これは羊頭狗肉のことでございますから、おかしな御意見があるかと思ひますけれども、水稲において三十八年をやつております程度は削減であり、とにかく政府が再保険で九割の削減でございますから、あとは全体の保険金の一割未満が削減されるということ、その点はひとつ御了承をいただけるのではないかと、思ふわけでございます。

○美濃委員 私の質問の要旨がよくわからないのですが、それは根本的に意見が違つておるわけですね。私は、損害保険に削減規定を入れるということは間違ひである、過去に入つておるとすれば、そのことが間違ひなのだ、損害保険に削減規定を設けて損害の補償をするというその考え即どうか、削減規定を設けない共済制度というものが正しい共済制度のあり方ではないかといふことを言つておるわけですね。過去にあるからそれを云々と言つていない。過去のものが間違つておるといふ主張に立つておるわけですね。過去を認めていないのでありますから、過去が悪ければ、それはすみやかに短い年限で修正すべきであるといふ考えです。ですから、そういう考えに立つと、新たに法律を制定していくものについては削減を除外すべきである、削減規定を入れる損害保険というものは、損害保険の性格から見ればあやまちであるといふふうな解釈しておるわけですね。

○大和田政府委員 これはあるいは見解の相違といふと申しわけありませんけれども、考え方の相違かも知れませんが、私は、組合保険あるいは相互保険であります場合は、保険金でまかなえない分は削減するといふことは、組合なりあるい

は相互保険なりの本質からいって、きわめて自然であって、それはもしそれをしなれば、組合なりあるいは元請団体の経理が非常に悪くなるわけであり、相互保険あるいは組合保険という立場からいって、削減規定があることとは、事柄の本質的な問題として少しもおかしいことではないと思います。ただ、私どもがやり得ますことは、できるだけ削減の機会を少なくする方いいかということにございまして、相互保険あるいは組合保険的なものから削減の規定を全然なくさせるというものは、むしろ組合保険なり相互保険なりの本質に反するのではないかと、このように考えるわけにございまして。

○美濃委員 この保険設計の中で、相互保険であっても組合保険であっても、削減払いというものをなくしようと思えばなくすることができるとです。たとえばこの制度において、あるいはこの法律に漁業法百九十五条第三項を入れたらどうですか、削減というものは消すことができるのです。これは制度として他にはないのであれば別ですが、同じ組合の制度の中で——それは一面確かに御説明のように、養殖については、これは漁獲と違って高波その他で壊滅状態の被害が発生するといふ場合をその設計のときに予測したのかどうか私はいくつかありますが、漁獲については削減していいわけですから、一部ありますけれども、また、この果樹共済が壊滅的な被害が今後そうあるかどうか、これは自然条件の中でつくられておるものでありますから、それは予測はできませんが、いずれにしても、一面削減をしない制度と、する制度と、こういうふうにしていくというところのものについても、私は疑義を持つわけです。同時に、どう説明されても、この種の保険事業を進めるにあたって、従来あったからといって、あるいは組合であるのと相互扶助制度であるのと、損害保険の中で削減規定を持つというところは、私は根本的に了解できないわけでは、御答弁は、その程度の部分はやむを得ない、こう言うし、私はそういう考え方は間違いで

ある、こう言うておるわけですから、これは並行線をたどると思うのでありますが、もう一回その点に対して——やむを得ないというその説明が私には理解できないわけでは、どういふ理由で削減するのがあるかというのか。物理的な根拠があれば理解しないというものはありません。ただ過去の例がどうか、あるいは相互扶助だから一割くらい払わなくてもよからう、こういう説明は私は理解できないわけでは、

○大和田政府委員 農業保険というのは、完全な組合保険ではございせんから、単純に組合保険的な理屈で言うことも必ずしも実情に合わないかもしれませんけれども、純粋な組合保険として考えますならば、削減するのがあるかという点でございまして、むしろ、削減しなければ組合にどんどん赤字がでるわけにございまして、その赤字というのは組合員に当然かかっていくわけにございまして、削減しないでは組合の運営はできないわけにございまして。ただ、私が農業保険は単純な組合保険でないと言いますのは、国がいろいろな形でこれに助成をしておるからでございまして。組合保険的なものにとつてやむを得ない削減に対して、国が一体どう考えるかという問題でございまして、この果樹共済につきましても、前々申し上げておりますように、とにかくおそるべきものは異常災害であるわけにございまして、異常災害の九割について再保険をするという形で、国がこの果樹共済を外から応援するわけにございまして、それは連合会と国との関係においては十分見たいというふうには私には言えるのではないかと、思います。

○美濃委員 この削減払いにつきましては、私は説明の中でどうしても了解できませんので、これは保留いたします。これは今回新たに提案をしてきておるわけにございまして、今後この削減払いというものはなくするということ、私はあくまで法律修正の意見でございまして。しかし、対立の質を疑って前進をいたしませんから、保留いたします。

○高見委員長代理 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○高見委員長代理 速記を始めて。
委員長から美濃君に申し上げますが、質問保留という形にしまして、この問題の扱いにつきましては、後刻理事会で十分御相談申し上げるということ、次にお進めいただきたいと思いますが、よろしくございまして。

○美濃委員 よろしくございまして。
それでは次に、被害率の基本的な定め方についてお尋ねいたします。
まず第一に、果樹共済の参考資料、設計内容というものを見たわけにございまして、その中で、各県別の大体従来の三年間の被害率の表が添付されております。片やこの料率を見ますと、大体三年間の実績の被害率を基本にして、保険金額にこの平均被害率をかけたものが料率、こういうふうに一応この設計を逆算してみるとなるのですが、そのように解釈して間違いなにかどうか。

○大和田政府委員 資料として差し上げておりました被害率の平均が、私どもが保険料率で採用いたしております被害率でございまして、それに当然安全割増しを見て保険料率をきめるということにございまして。

○美濃委員 その中で、これは非常に慎重を欠いておると思うのでありますが、前者の答弁の中にもありましたが、この設計を少なくとも十年の平均被害率、その後生産状況なりあるいは気象条件でも変動してくれば別でありますけれども、通例十年の被害率をとらなければ、三年の被害率には多くの問題があると考えます。その一例を申し上げますと、まず第一にリンゴについて申し上げますと、三十九年、四十年というのは冷害年次でございまして、東北、北海道は冷害であります。その程度は違いますが、北海道が冷害であれば、その影響は東北も受けておるわけでは、差があるだけあります。この表にありますが、三十九年、四十年というのは被害率が高

いわけです。三十八年以前の七、八年の間はある程度高温に恵まれた。冷害被害などというものは——通常被害はありましたけれども、冷害の被害のない年次であります。私はそれから考えますと、大体三十八年度のリンゴは、北海道は四・九、青森はゼロ、岩手は三・一、その前の七、八年はこのくらいの被害率で推移しておると思えます。そこへ冷害年次の二年間を入れて、たとえば三十八年の被害率がそういう気象変動のない平均被害率として、十年にこれを延伸して、それから前の八年間は、北海道、東北においても、三十八年を入れて八年間はさして大きな被害がないわけですから、その十年間をこの被害率で計算し、さらに三十九年、四十年の被害率を入れて十年として計算し直しますと、一戸当たり十四万六千七百七十円、これに対して十年でそういう考え方でも試算いたしますと、平均被害率は八・七%となります。ですから、リンゴの最高掛け金は十四万六千七百七十円に対して、一万二千四百三十八円で保険設計は成り立つと思えます。それを最高一万八千八百四十六円と最高のリンゴの保険料率をきめておる。ここに設計上に、いかに試験共済といえども五年間これでやるのでありますから、これでは私は納得できない。こういう単純三年間の被害率を基礎として保険設計をして、料率を設定し、これを進めるといふ保険設計に対しては私は理解できない。

その前に、もう一つの例を申し上げますが、あともう一つの問題にも触れてまいりますが、私自身も、過去の共済によって大きな被害と迷惑をこうむっておる実例があるわけでは、それは北海道地域における家畜飼料の燕麥であり、また、表という名前がついておるから義務加入しました。きわめて基準反収の低い、きわめて不十分な設計で掛け金を取られますから、北海道の畑作農民は燕麥共済に限っては、あるいはた迷惑であります。掛け金も安いけれども、全く保険事業に対する奉仕であります。そういう実例が出てまいるわけでありまして、設計が悪い仕組の上に立って、こういうものを進めると、果樹共済はできたけれども、進めていって農民のためにならない、入った

説明をして、その判断を仰ぐわけにもまいりませ
んの、それまでできるデータで調整すべきも
のは調整するというふうに考えておられます。

○美濃委員 それからも一つ、これは局長さん
に特に表現の上で尋ねたいと思うが、こうい
う設計については、やはりこれをまとめる最高責任
は私は経済局長さんだと思っておりますが、こ
れからこの果樹地帯の農政会議や何かにも局長
が出席したとして、やはり果樹農民の代表を前にし
ても、いやだつたらおやめなさい、これは任意共済
だから、こういう表現を使われるのか。私は少な
くとも農災法の一環としてこういう制度をつくら
ないか、その設計には自信を持って、あなたの県に
はこれこれの被害があるのではないか、これはこ
ういうシステムでこうなつて、そうして被害が起
きた場合にこのように補償されるのだから、私ど
もは責任を持って、これは義務加入までにはしな
いにしても、任意加入といえども責任を持って
皆さん方にすすめるという信念に基づくものであ
る、こういう態度でなければならぬと思うのであ
る。何か言つて、これは実験であります、いや
だつたら入らぬでもいいんですよ、こういう姿勢
というものは、やはり私は間違ひであると思つた
のですが、どうでしょうか。

○大和田政府委員 なかなかむずかしい問題のよ
うであります。もちろん私も自信を持って設計
して、とにかくこれだけの被害があるわけであ
りますから、保険料が高いのはまことにお気の毒だ
けれども、いかがですかという話はいたしますけ
れども、どうも無理にお入りなさいというふう
にはやはり言わないほうがいいと思つておる。
ただ、私もはつきり申し上げますことは、と
にかく三年間のデータでやつておるわけござい
ますから、試験実施が始まりますので二、三年
と、それから試験実施の期間五年と十年積み上げ
ますと、私はその問題のあるようなデータではな
くて、相当ならされて出てくると思つておる。ま
た、この三十八年、三十九年、四十年がきわめて
異常な年度を含んでいて、あと三、四年たてば相

当ならされるということでありましたら、先ほ
ども申し上げましたように、私は試験実施の途中に
おいても料率を修正するということが当然必要に
なつてくるというふうにおもつておる。

○美濃委員 そこで、この各樹種は、おそらく県
別の被害率が出ておるから、この保険料の上
中下というものはそれぞれ——必ずしも県単位
ということにならぬが、たとえば東北とか北海道
とかあるいは近畿、中国ということでは料率が変
わつていくと思つておる。この設計のしかたは、上
と下と中となつておりますが、この料率段階は何
段階にこれを区切らうと思つておるか、これをひと
つ伺います。

○大和田政府委員 まだ最終的に結論は出してお
りませんけれども、上中下というより、もう少し
こまかに、ミカン、リンゴ等実施の県の数が多い
ところでは相当こまかく分けたいと思つておる。
○美濃委員 そういたしますと、この保険料は
どうなりますか。その段階別で収支をするのか。
それとも総括収支になるのか。

○大和田政府委員 当然県の連合会段階で収支は
行なわれるわけでございます。
○美濃委員 そうすると、保険の総括収支は県の
連合会段階で、それぞれ保険収支は独立採算にな
る、こう考へて間違ひないかどうか。

○大和田政府委員 そのとおりでございます。
○美濃委員 次に、基準収支の設計についてお
尋ねいたします。
この表に樹齢別の標準収支というものがつ
いていないわけでは、これは農作と違ひまして、農
作であればその地域基準反収、したがつて、よほ
ど土地改良が進むとか、かなりの基本的状況の変
化のない限り、基準収支というものは通例そう
変わらぬわけですね。果樹については、樹齢に
よつて基準収支というものはかなり変わつてい
くと思つておる。たとえば幼木で収支に入つたと
きと、最盛期と、それから老齢木と、この樹齢に
よつて基準収支というものは私は変わつていく
と思つておる。しかし、この設計では、その樹齢別の基準

収支の体系は出ていないのですが、これらは、
樹齢別基準収支というものは別にあって、そう
いう保険を引き受ける保険設計上基準収支の間
違ひのない体制がすでに準備ができておるのかど
うか。先ほど御指摘申し上げたように、これから検
討する用意もあるというから、その検討の推移を
見て、先ほどの基準——被害率基準ですね、これも
今後の検討でもっと適正にするという期待を持
つて、それ以上いまままで基準収支、被害率につ
いて仮想しての発言もどうか考へて、しかし問題
はあるということを指摘した程度にとどめておく
わけでは、さらに樹齢別の基準数量なんかとい
うことになる、すでにその設計表はできておると
私は思つておる。これにはついていないけれども、さ
らと間違ひのない設計表ができておるのかどうか。

○大和田政府委員 資料でお示しいたしましたの
は、これは全国平均の数字でございますが、具体
的に県段階で事業をやります場合は、まず基準収
支をどうきめるかということが大問題でござい
ます。私もいま考へておりますことは、果樹園
係試験場の専門家でありまして、あるいは農協
連の果樹栽培の専門家でありまして、そういう
人たちの協力を得て、地域別の品種別、樹齢別の
標準収支表をまずつくつて、それを具体的農家に
当てはめて、具体的農家の基準収支をきめます
場合には、その農家ごとの流通量、これは共同販
売をしております場合が相当あるわけございま
すから、そういう流通資料を突き合わせて農家ご
との基準収支をきめることができるのではない
か。もちろん、これは厳密に申し上げますと、基
準収支をきめることが非常にむずかしいとい
うことが果樹保険のむずかしさの一つでございま
すから、その厳密にいくということもなかなかむ
ずかしいと思つておるが、いま申し上げましたよ
うに、まさに品種別、樹齢別にその地帯の標準収支
を出して、それを流通資料と突き合わせますな
らば、まずまずのものができるのではないかと
いうふうに思つておる。

○委員長退席、森田委員長代理着席

○美濃委員 しかし、私が尋ねておるのは、もち
ろん、当該農家によりまして、最終決定はたい
ま御説明のあったような方法もやむを得ないと思
いますけれども、その前に、どの県のどの樹種の
樹齢別の大体標準になる反収量というものが一つ
保険設計の上にあるとして、それで一応概要基準反
収を測定して、そのとおり、いわゆる管理の問題
あるいは施肥の問題——まあ施肥も管理に入りま
すけれども、管理上の問題その他の問題で、やは
り収支が必ずしもその地方あるいはその県のそ
ういう標準樹齢別基準量に合致しない面がありま
すから、その変動差は局長の説明のような方法も
当然だと思つても、その前に基準になるもの
が一つ要るのではないかと。それはありますか、あ
りませんかというのを聞いておるわけでは、

○大和田政府委員 これはまだありませんけれども、
料率をきめるまでには必ずつくつていくつも
りでございます。

○美濃委員 そうすると、いろいろ考へますと、
被害率の基準についても、基準収支の進め方に
ついて、私が指摘したように、そういう基準
なるものをこれからつくつていくようなこと、ス
タイトルはできたけれども、ほんとうの具体的な設
計にはかなりむずかしい面と、それから問題が残さ
れておる。この点をこれからいよいよ料率をきめ
るまでに十分掘り下げてきちんと検討していただ
け、先ほど申し上げたように、この制度が必ず
しも設計上の劣悪条件から果樹生産者のためにな
らない。とてもじゃないが、制度が悪くて、加入
したらありがた迷惑だ、こういうことにならぬよ
うに、この設計の一番かなめは、被害率の適正な
把握と基準収支にあるわけですから、この二つ
が大切な扇のなかめであるから、この設計が
適正でない、農民はこういう制度に入りたくと
も、意識的には危険分散のために加入したくとも、
実際問題の損益から見ると、とてもじゃないが
ばかばかしくて入れない、こういう問題が出る
というのを申し上げておきますので、ひとつ十分
注意をしていただきたいと思います。

それから次に、基準取獲金額のとり方、これは法律内容になっておりまして、過去一定年の市価となつております。私はこういう制度を進めるにあつては、まあ米麦は、たゞいまも米価の問題で、生産者が希望する価格と米審に諮問した価格とはかなり差をもつてあれております。この問題をすぐこへ持つてくるわけじゃないですが、米麦というのは、御存じのように、農民の側からいへば、米価というものは、まだ生産費を償つていないのだ、こういう状況であります。したがつて、米麦については、生産費を基準にとつても、あるいは価格を保険金額の標準にとつても、どちらをとつても、そう大きな差はないわけですね。ところが、果樹となると、私は必ずしもそうでないと思つております。これは自由商品で、市場の価格がかなり変動性が高いですから、市況からとる場合と、生産費を基準にする場合とは、かなり保険設計のスタイルとして要素が変わるのでないか。米麦のようにどつちをとつても、そう変わりはないという性格のものではない。そうすると、この基準取獲金額というものは、一体一定年限の市価から算出するのが正しいのか、それとも原価に對する災害補償を考へて、生産費を基礎にするのが正しいのかという一つの問題が出てくると思つております。私は後者が正しいのじゃないかと思つて、いわゆる凶作あるいは災害をこの災害補償制度によつて守り、農民の所得を平均化して、果樹生産の再生産を確保するという趣旨に立つとするならば、非常に価格の変動性の高いものを対象にする場合は、これは生産費を基礎に、いわゆる生産費原価補償の考へ方で基準取獲金額というものを策定する必要があるのではないか。たとへば輸入対象外の特定なもの、これは非常に生産費を越えて、かなり利潤が入るくらいに価格形成を保つものもある。あるいはバナナに押されて大衆化されておるリンゴあたりは、この委員会でも、今会期中にも、バナナの輸入とリンゴの問題が、再三流通上の問題、価格上の問題で出てきておりますが、バナナ等に押されて生産費を割る、生産を放棄しな

ければならぬじゃないか、こういう要素も出てきておる。そうすると、かなり高い利潤が見込まれる果樹、それから輸入等の圧迫を受けて生産費が維持できないくらい安い価格の水準に落ちてきたものもあるわけですから、この現象がいつまで続くかは別として、私がいまここで言つてゐるのは、それをどうするのではないかではないのでありまして、保険金額としては、そういうふうな価格が非常に変動の大きいものは、原価補償を考へて、生産費を基準に基準反取金額というものを算定すべきでないか。市価から持つてくるということには、価格変動の高い作物には問題があると思つておる。この点のお考えはどうですか。

○大和田政府委員 保険金額の基準として反当生産費をとるか、あるいは農家の庭先価格といひますか、農産物の価格をとるかというところは、実は私もこの制度について検討いたしますときに、相当大きな問題として勉強いたしましたわけでありまして、これは、単位キログラム当たりの生産費に比べまして、反当生産費が安定いたしております。これは、米とミカンあるいはリンゴにおいてもそう変つたわけではございません。キログラム当たりでは相当な差異があるけれども、反当の生産費ではそんなに大きな幅はない。そんなに大きな幅がないといひましても、最近の生産費で私ども実は詰めてやりましたら、リンゴで一割程度の幅がございまして、それからミカンでは、生産費の高いところ、底のところ、四、五割ぐらい幅がございまして、それからさらに、生産費は比較的安定をしてゐるといひましても、農家によつて、同じ生産費でも生産額が相当違つたわけではございませんから、反当生産費を補償いたすといひましますと、農家による技術水準の違いによつて生産額が現実には違つた問題をどういふふうにするかという、これまた非常にむづかしい問題があるわけではございません。これは御承知のことと思つておりますが、水稲につきましては農業保険をやりましたときは、反当生産費という観念では必ずしもございませんでしたけれども、やはり面積建てでございまして、思想としては、生

産額のいかんにかかわらず反当幾らというふうにして保険金額をきめたわけではございませんが、戦後におきまして、農家によつて生産費の違いがございまして、面積割りで非常に不満であるといふことで、現在のように収量建てに直した経過がございまして、したがひまして、価格でやりますことにつきましても、多少問題がないわけではございませんが、面積建てあるいは反当生産費に関連させて面積建てというところでやりますと、果樹の場合には、水稲等と比べても、もっと複雑なかつ困難な問題が生ずるのではないか。そういうことを十分検討いたした上で、面積建ての思想をあえてとらなかつたわけではございません。

○美濃委員 面積建てをとらなかつた。私も、生産費を基準にするか、市価を基準にするかは、一利一害があると思つけれども、一利一害はどちらをとるにしても必ず出てまいらぬと思つておる。しかし、体制としては、市価の変動性の高いものは生産費を基準にすべきである、こう考へるわけですが、この法律は、一定年の市価から逆算する庭先価格、これが基準になつておるわけでは、これは、私は、いろいろ果樹の価格形成あるいは流通等から考へてみて、庭先価格にしても、やはり生産費を基準にして基準取獲金額、これを出すべきだと思つておるのですが、これは実施までもう一べん再検討するお考えがあるかどうか、これを承つておきたいと思つておる。

○大和田政府委員 私ども現在考へております保険金額といひましては、一キログラム当たり幾らという場合は、過去数年のうちで中庸の三年ないし四年をとつて、たとえば北海道のリンゴでありますれば、それがおもとところへ行く中央卸売市場の年間の平均の価格をもとにいたしまして、そこから流通経費を差し引いて農家の庭先価格を出すわけでありまして、その庭先価格に対して六割割けたものを保険金額と考へるわけではございません。この保険金額と生産費との関係でございまして、これは作物によつて相当な違いがございまして、一がいには言えませぬけれども、最近の

データで私どもがミカンで三十九円という保険金額の最高額を出したものに比しますと、少なくとも物材費と自家労賃とをカバーし、それに雇用労賃を加えて、まあまあ大体カバーできる程度のものというふうな判断をいたしておるわけではございません。したがひまして、六割というものをこれ以上動かすことは、実は水稲の場合には、一〇〇%被害、全損になりました場合は、理論的には六三%の補償があるわけではございません。果樹の場合には、全損の場合は六割の補償があるわけではございませんから、水稲との比較において、六割というのが私どもはまあ限度ではないかというふうな考へておる。

○美濃委員 次に、これは小さい問題ですが、しかし、設計上これは大切な問題ですが、この事務費の基準はどういうふうにとつていくのか。たとへば生命保険あたりでは事務費は対何何ということになつて、件数よりも契約高にスライドするわけですね。この場合の事務費体系はどのような事務費体系になつておりますか。

○大和田政府委員 私ども基幹的な事務費は全額補助をするというたてまえて、四十三年度に要求する予算の要求案を現在作成中ではございまして、まだ反当にするかどうかというふうにするかという最終的な結論には至つておりません。ただ、先般も問題になりましたけれども、できるだけ下にとつておきますか、農協なり連合会なり組合なりにしわが寄らないように、できるだけめんどうを見るつもりで計算をいたしたいと思つておる。

○美濃委員 そういう抽象的な答弁もけっこうなのですが、その体系を私は聞いておるわけでは、煮詰まらなければ確定でなくともいいが、体系はどちらを考へるのかということ伺ひたい。

○大和田政府委員 それは四十三年度の予算を大蔵省に出すつもりで、現在検討中ではございまして、まだどういふふうにするかという結論を得ておらないわけではございません。

○美濃委員 私の聞いてゐる体系というのはおわかりでしょうか。どちらの体系に事務費を組み

立てていくのかという……。

○大和田政府委員 あるいは私の理解が足りないのかもわかりませんが、実施面積割りというようになことで割り振るのであるのかどうかということでございますか。

○美濃委員 私の言ったのは、面積を私はそう想定に入れていないわけですね。いわゆる保険契約額、対万何ぼという、一万円当たり何ぼという事務費の設定にするのか、件数にするのかということですが、保険というものは、保険でもその他でも同じですが、件数に事務費を要するわけでありまして。たとえば、百万円の契約と一万円の契約とどう違うのか。一万円の契約というのはいまあないと思えますが、十万円の契約と百万円の契約とどう違うのか。これは損害評価から、保険契約から、百万円も十万円もそう変わらないわけですね。そうすると、一件当たりの契約というものを主体にするのか。主体にすると申しますか、こういう損害共済、特に経営の小さい、大小の規模のあるものを対象に仕組んでいくわけでありまして、あるいは契約額スライド制の事務費補助制をとった場合、これは比較的経営面積の多い地帯の共済組合連合会は事務費取支は楽に償うし、比較的零細面積規模の県は非常にやりづらい、とても事務費が足りない。やはりきめられた事務費は赤字になる。そうすると、これは制度の上ではどうなりませうか。危険差益が出た場合、事務費に食い込んでいくのかどうかという問題、損害保険の原則からいけば、事務費は事務費であり、危険差益が生じたとしても、それを経費に繰り込むということは誠に慎まなければならぬので、危険差益があれば、やはりその変動を考えた場合、積み立て方式をとる、あるいはその積み立てがかなりの年数に達して基本的な積み立てになれば、無事戻しをする、このスタイルでなければならぬ。みだりに危険差益を事務費に繰り込むということはやるべきでないと思うのです。そこらの基準をどうお考えになっておるか。

○大和田政府委員 危険差益が残りますれば、それは当然、区分経理でございますから、事務費に使わないで積み立てをさせて、五年間の試験実施の期間が終わりましたときに、黒字となれば無事戻しになる、こういうつもりでおります。

私が先ほど、まだきましておりませんと申し上げましたのは、経費をはじく場合に、面積割りにするか、あるいは件数割りにするか、あるいは契約金額割りにするか、それは実際問題としては、それらの要素をいろいろウエートをつけて勘案するということになるかも知れませんけれども、その辺のことは、もう少し現地とも——現地の知恵も借りておりますので、もう少し時間をかけて、大蔵省に持ち込むまでに検討いたしたいと思っております。

○美濃委員 次に、事務委託ですね。末端の事務委託が二様にできるようにこの法律ではなっております。そこで、これはいろいろいままでの質疑の過程の中にも出ておりました、末端の事務委託機関、これが共済組合あるいは共済組合の事務委託を受けておる市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、こういうふうになっておりますが、これは、この保険の性格あるいはこの参考資料から見まして、果樹面積がその種類によつては比較的小規模の県もございまして、どの果樹も五百ヘクタール以上ということになると、今回適用しようとする果樹は大体十県程度ですね。大体の県は五百ヘクタール以下である。こういう要素から見ると、小さい県になりますと、保険事業として事務委託を受けて——その進め方の問題もございまして、その定め方は法律で定めておるとおりで私はいいと思うのです。しかし、過去において、共済組合が行なうものと、農協が農家建物火災を両方かやれるようにいたしました、ある県、ある地域においては、農協と共済組合が同じ対象の組合員に対して、いわゆる農家建物火災共済の契約募集合戦が行なわれた。おれの分野だ、おれの分野だ、私は、こうなることは果樹共済といえども希望しない。そこで、法律はこれではよろしゅうござ

いますから、政令なり施行令なりで、同じ地域、同じ市町村に二つの事業団体にやらさないようにする。やはり主体は共済組合じゃないかと思うのです。共済組合がやっておるところは共済組合が当たる。共済組合はやはり果樹面積も少ないし、あるいは集荷業務も行なっていないし、いわゆる収穫量、そういうものの認定から、農協が行なったほうがいいというなら、あくまで話し合いの中で一本を進めるように、両方に事務委託の規定をつくって両方でやるといふことだけはやはり避ける方式をとるべきだ、こう思うのですが、そこはどうかうなっておりますか。

○大和田政府委員 建物共済の問題で、共済関係と農協関係と相当緊張した場面が続きました、役所が中に入って最近落着きしたわけですが、そういう問題を再びこの果樹共済で起こさないように、私も十分注意をしてみたいと思っております。

ただ、お説のように、一つの地区では一つの団体というふうにいけば一番いいでしょうけれども、農協に頼むことと共済組合に頼むことと、仕事の種類が違つるので、同じことを二つの組合に頼むことは万ないと思つて、違う事務をそれぞれ農協と共済組合とに頼むということ、あるいはやむを得ないのではないかとこのように私思っております。この点につきましても、ただ形式的に両方に分けたからうまいといふものではないと思つて、私の方もまた県当局を通じて、これで無用な争いが起こらないようには十分注意してやるつもりでございまして。

○美濃委員 次に、樹体保険ですが、樹体保険の参考資料、すなわち、設計というものは、一ページしか載っておりません、しかも保険金額も十アール当たりの収穫保険の二倍としたとか、全く根拠のない姿でこれを試験的に組み入れようとしておるわけですが、これは、樹体は樹体として、その果樹そのものが樹齢によつて価値が違つておるわけでありまして、あるいは同じブドウといつても、種なしの改良した高く売れるブドウと、それから

種のあるブドウでは、これは薬品処理をする関係もあるけれども、薬品処理をするに至らない、そのまま種入りブドウで安く出せば売れるという関係もある。同じブドウあたりを見ても、かなり樹体保険といつても違つておるのです。同じブドウの木だからといって、どのブドウも、いわゆる苗木あるいはそれを仕上げる過程におけるその投資額がみな違つてくると思つておるのです。そういう関係も、単に十アール当たりの収穫金額の二倍というように根拠のない制度で発足する、また、樹齢別の検討もまだ行なわれていない、こういうことでは、たとえこれに試験でなく、再保険もしくは、実験の段階だといつても、これを進める過程におけるこの表だけ見たのでは、これは全然——これはもう少し保険としての体系を整えなければ、このまま進めるといふてもどうやっても契約するのだ、このようにも考えるわけなんです。そういう点の検討はここには出ていないけれども、たとえば、これは試験でなくて、実験の段階であったとしても、実験共済として承認し、保険としての契約のできる体系にきちっとできておるのかどうか、単に思いつきでもってここに一枚掲げておる程度のものであるのかどうか、ちょっと判断に迷つたわけなんです。

○大和田政府委員 樹体保険につきましては、お説のように、私もまだ十分の準備はございません。これはよく私申し上げておりましたが、三十八年ないし四十年の調査におきましても、樹体保険は四十年一回しか調査をいたしておりませんが、いままして、樹体の価格あるいは被害率、樹齢別のそれらについて、いまのところ資料はございません。したがって、私どもこの問題を考えますときには、とりあえず収穫保険だけにしておいて、樹体保険はやるつもりであったわけですが、樹体保険はやるつもりで、私どもこの問題を考えますときには、とりあえず収穫保険だけにしておいて、見舞金的なものでまず出発してみようというふうになつたわけでございます。したがって、収穫保険につきましても、いろいろ御論議がございまして、とにかくこの程度の実験実

施をやるだけの資料はそろっておるわけでござい

ますが、それに比べますと、樹体のほうは収獲保

険ほどのデータもございせんから、したがいま

して、収獲保険の契約をする場合に、その特約

として樹体保険を認める。そうして樹体保険につ

きましては、収獲保険の保険金額の二倍とする

いうことで、私は、樹体保険は現在のごとく見舞

金のなものというふうを考えております。そうし

て樹体保険につきましては、今後当然、樹齢別等

についての被害率あるいは価格についての調査検討

が進められるわけでございまして、試験実施期

間の途中において本格的な試験実施に入ってい

たい。本格的と申しますのは、収獲保険との特約

という形ではなく、独立に、しかもできるなら

ば、現在のところは収獲保険に添えての契約で

ございまして、成園に限って、あるいは実がなる

結実樹に限って保険の対象になるわけでござい

ますけれども、今後は幼木を含めて樹体保険の対

象にするように努力をいたしたいと思ひます。

○美濃委員 以上で私の質問は終わりますが、

もう質疑の中で出ましたように、ほんとうの可

能の問題が、私の見たこの設計は、私から指摘を

いたしましたように、かなり問題が多いと思ひま

す。また、この問題を実施段階に必ず整理をし

以上、意見として、終わります。

○森田委員長代理 斎藤実君。

○佐藤(実)委員 今回の果樹保険臨時措置法案

について、農業部門におきまして、果樹農業の比

重は最近非常に大きくなってまいりました。果

樹保険制度の創設は、自然災害の脅威に脅かされ

ている果樹農家にとっては、まことに重要な課題

でありまして、私は、制度上、運用上の問題につ

いて、若干御質問申し上げます。

第一点として、果樹保険に加入した農家の立場

から考えまして、試験実施の場合と将来本格的に

実施した場合、保険関係の取り扱いの差はどうい

うふうになりますか、この点お尋ねをいたしま

す。

○大和田政府委員 今回の法律に基づきます試験

実施は、試験実施という名前でございまして、

農家と連合会、あるいは連合会と政府との関

係においては、きちっと保険業務をやるわけで

ございまして、保険料を農家が払い、連合会が政府に

対して再保険料を支払い、被害が小部分の場合は連

合会だけがこれを負担し、相当な被害になります

と政府が再保険料を払うという形で、金銭の授受

が一般の農作物共済と同じに行なわれるわけ

でございまして、その点につきましては、試験

実施という点でございまして、農家の立場か

ら見れば、本格実施と変わりはないわけでござ

います。ただ、今回の臨時措置法の期間が五年以内

という点になっておりますので、この試験実施

の結果を基礎にして本格実施に移ります場合は、

試験実施の場合と本格実施の場合とスムーズに移

行できますように私ども特別のくふうをいたした

と思ひます。

○斎藤(実)委員 特に今回は、試験実施の期間を

五年という点でありますし、途中で試験実施の

期間が来るようなことが考えられますけれども、

このような場合どういふうに取り扱いか、この

点につきましてお伺いしたい。

○大和田政府委員 これは法律技術の問題でござ

います。途中で試験実施の期間が来まして、

本格実施をやります場合にも、法律でうまく引き

継ぎができるように当然くふうをこらすつもりで

ございまして。

○斎藤(実)委員 試験実施と本格的な実施とは

別に差はない、こういふわけでございまして、今

回の果樹保険の試験実施については、試験実施終

了後果樹保険を全面的に実施する考えのもとに実

施されるのかどうか、試験実施終了後の取り扱い

についての基本方針についてお尋ねいたします。

○大和田政府委員 これは試験実施の結果本

格実施に移るかどうかを判断してきましますので、

いままら必ず本格実施をやりましますというお約束は

できないわけでございまして、私ども心組

みとしては、当然本格実施に移るための試験実施

という心組みで今回の仕事をやるつもりでござ

います。

○斎藤(実)委員 今回の果樹保険実施に対して、

直接果樹生産者の意見はどのように反映されてお

るのか。いろいろ調査もされておると思ひますけ

れども、お尋ねします。

○大和田政府委員 私ども、絶えず果樹団体等を

通じまして果樹農家の保険に対する意見を聞いて

おるわけでございまして、一つの具体的な事実と

いたしましては、四十年の八月は相当大規模にお

たつて果樹保険に関する世論調査をやったことが

ございまして、その世論調査で表明された果樹

農家の意向というのは、今回の試験実施に大体取

り入れることができたというふうに思ひますが、

ただ、世論調査で言われたことと私どもが取り

入れなかったことの一つ、二つを申し上げます

と、一つは、世論調査では、義務加入のほうがいい

という人のほうが、任意加入のほうがいいとい

う人よりも多かったわけでございまして、こ

れは私も、果樹保険、特に試験実施というた

てまえからいって、義務加入としないで、任意加入

を選んだわけでございまして。

もう一つは、満期保険を期待する声が相当強

かったわけでございまして、五年間の試験

実施ということもあり、また、被害が少なくても

五年間のうちに連合会に黒字がたまりますれば、無事

戻しもやるわけでございまして、今回は満期保

険というものをとらなかつた。その点の違いは

ございまして、あとは大体世論調査で表明された

果樹農家の意見というものは取り入れたつもり

でございまして。

○斎藤(実)委員 この総理府の世論調査により

ますと、ブドウが六三%、ナシが六九%、ナ

シが六〇%、リンゴが五九%、これはまあ不安定

作物ですが、ミカン、桃は安定作物で、ミカンが

五二%、あるいは桃が四七%というふうになつて

おりますけれども、この世論調査からい

きまして、ミカンやあるいは桃の安定果樹の要求度が非

常に低いわけでは、当然安定作物であるから加入

してこないではないかというふうな心配があるの

ですけれども、この点はどうでしょう。

○大和田政府委員 御指摘のように、果樹の種類

によって保険を希望する人の割合が違つたわけで

ございまして、それにいたしましたけれども、ミカンが五

二%、桃が四七%ということでございます。私

ども、果樹保険の試験実施につきましては、大体経営

面積の割合というところで押えておりますので、そ

の程度の——これは地域によって相当とま

つて入っていただかないと困るわけでござい

ますけれども、一割程度の試験実施について人が入ら

ないということはまずないというふう

に考えております。いままです

る報告、照会等々によりまし

ても、大体私どもが考えております

ようなところでございまして。

○斎藤(実)委員 いま局長から、試験実施はその

対象面積、事業量の大体一割という

ふうにごさいますけれども、事業

量の一割規制によつて、農家の

加入希望者が満たされない事

態が当然生ずるだろうと思ひ

ますが、その点どういふふう

にされるのか、御答弁をお願い

いたします。

○大和田政府委員 私ども、一割

と言ひましても、各県ごとに一

割というふうにごさいます。主

つもりでございませぬので、機械的に一割というところであります、はみ出る農家があるいはあるかも知れませんが、その辺は多少弾力的に考えて、全体としては一割程度におさまるようというところで、府県別には相当弾力的に考えますので、まず、希望をするけれどもなかなか入れなかつたというようなことは、できるだけないようにはいたしたいというふうに思っています。

○齋藤(実)委員 果樹保険については、果樹農家からの要望もございませぬし、非常な関心もありませんので、試験期間は五年というふうになっておりますが、果樹農家の要望として、五年というのじゃなくして、もっと早く本格実施すべきじゃないか、三年くらいにして、あとは本格的実施に入らなければならないという声があるのですが、この点はどうでしょう。

〔森田委員長代理退席、委員長着席〕

○大和田政府委員 私ども、過去において三年間の被害調査の実績がございませぬし、今後試験実施で五年間をやりませぬと、中間の三年を含めて十年ないし十一年の被害調査あるいはその他の基本的な調査の実績があるわけがございませぬから、五年間程度の時間はほしいというのが私どもの気持ちでございませぬ。ただ、仕事をやりながら、あるいは多少期間が早められて本格実施に移ることができるといふ判断ができますならば、私ども無理に五年間というふうにはごんばるつもりはないわけがございませぬ。

○齋藤(実)委員 いまの答弁で、そういう条件を整えれば五年というふうには固執しないということですから、了承しました。

御承知のように、果樹は永年性作物という特殊性からして、資本を投下してある一定期間固定化するという経営上の不安が農家にとっては強いわけでありませぬ。したがって、価格の低落を補てんの対象としてほしいという要望も、これまで強いわけがございませぬ。この保険で価格の低落を補てんの対象としなかつた理由についてお聞かせ願いたいと思ひます。

○大和田政府委員 果樹農家が、果実の価格について非常な鋭い感覚を持っておりませぬこと、それから果樹保険として価格を入れてほしいという要望がありませぬことも承知をいたしておりますけれども、果実の価格が下がる場合、これは全国一律に大体下がるわけがございませぬし、地域的な分散ということが考えられないことが一つ。さらに、くだもの価格というものは、ある程度は個人の販売の技術の巧拙にもよることございませぬから、その両者からいませぬして、どうも価格の低落を保障にまつて救うことは、まずむずかしいのじゃないかというところで、果樹保険の対象から価格の下落を落としたわけがございませぬ。

○齋藤(実)委員 それでは、この果樹農家の、永年性作物という特殊性からくる経営上の不安な要望に対して、一体農林省は、この果樹の価格安定対策としてはどういう方法をとられるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○八塚政府委員 ただいまお話がありましたように、果実ないし果樹は永年作物がございませぬ。したがって、そういう関係で、需給の均衡をはかるといふ場合も、相当長期的な見通しの上ではかからないと、ある時点で均衡いたしましたも、永年作物である関係上、さらに生産は拡大していくというふうなこともございませぬ。したがって、私どものほうでも、従来とも長期の需要見通しというふうなものを発表いたしましたので、生産の調整をはかるような施策をとってまいつたのでございませぬ。特に近年、ミカン等におきまして植栽が非常に進んでお申すか、非常な勢いで拡大をいたしておりますので、そういう問題についての危惧が産地等にもあり、われわれのほうもこれは問題であるということになりませぬ。昨年果樹振興法の改正があったわけがございませぬ。その法律に基づいて基本方針を出して、生産と需要、需要に見合う生産、生産の基礎になりませぬ植栽を指導して、いこうというふうにごんばるのでございませぬ。

反面、価格の低落についての問題の起こりませぬ

ゆえんは、生産費が上がっていくということにも問題があるわけがございませぬ。絶対額として価格が下がるわけがございませぬ。生産費が上がっていく。そういう問題といたしましては、果実の生産には労働費が一番大きな問題になりませぬので、生産の合理化、労働の省力化という点が必要になるわけがございませぬ。これに対する方策は、もちろんいろいろございませぬ。まず果樹園の基盤を整備していく。そして集団化をして作業をできるだけ共同化していく。機械を使って労賃の高騰に対処していくという必要があるかというふうにごんばるべきと思ひます。

それから、先ほども経済局長から話がありましたように、売り方の巧拙あるいはその年々の販売の方法というものは、短期的には相当改善の余地がございませぬ。そういう面につきましては、先進地、後進地、それぞれいろいろな考え方を、売り方の希望がございませぬ。そういうものを含めまして各産地ごとの協議をやらせて、そういうふうな方向で、できるだけ価格の低落を短期的な面においても防いでいくということをごんばるのでございませぬ。

○齋藤(実)委員 果樹保険の制度化について、学識経験者から掛け捨てにならない満期方式が答申されておりますが、この満期方式について果樹農家は関係団体に非常に強く主張しているわけがございませぬ。なぜ満期方式が採用されなかつたのか。当然これは満期方式を採用すべきではないかというふうにごんばるのですが、とらなかつた理由についてお伺ひしたい。

○大和田政府委員 満期方式は、御説明するまでもないと思ひますが、生命保険では養老保険のようないふものもございませぬし、生命に対する危険の保険にプラスアルファして、そのアルファを蓄積してあとで戻すという制度がございませぬ。したがって、今回の果樹保険の試験実施にあたりませぬして、私どもも特別に満期保険のいいところは残れば無事戻しをするというつもりでございませぬ。試験

実施ということもございませぬし、特別に純保険料のほかに何か蓄積すべきものを特に積み立てさせるといふことは、どうも試験実施としては考えづらいつたわけがございませぬ。果樹保険を本格的に実施する場合の一つの保険の種類といたしまして、十年とか十五年とか果樹の更新ということを目標にして、満期保険ということも十分考へる価値があるのではないかと。これも今後の検討課題として十分研究したいと思ひます。

○齋藤(実)委員 先ほど果樹保険の基準取引量についての御答弁がございませぬ。私は、この基準取引量をきめる場合には、いろいろな技術的困難も伴う。樹齢あるいは土地条件、あるいは農家の技術水準等、非常に困難な問題があるし、農家にとつても、それで保険料もきまらませぬので、そのきめ方によつて非常にトラブルが起きるのではないかと。この点について相当慎重にしていかなければならないと思ひますが、この基準取引量をきめるにあつたつて、もう一度、どういふ態度で臨まれるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○大和田政府委員 基準取引量をきめることが非常にむずかしい問題でありますことと、さらに基準取引量をどうきめるかで相当なトラブルが起りかねないことは御指摘のとおりでございませぬ。したがって、私どもも非常にこの問題については慎重に扱つてございませぬ。

まず、先ほど御説明いたしました試験場あるいは農協連等々の技術者を動員いたしました。樹齢別、品種別、地域別の標準的な取量をきめまして、その取量を個々の農家の流通関係の資料で修正して、具体的に農家別の基準取引量をきめていくことが、一番筋が通つていふのではないかと。いふふうにごんばると思ひます。

○齋藤(実)委員 このたびの保険料は、保険金の支払いが五割以上の被害に対して、あるいは三割以上の被害というものは、過去の被害経験から推して、相当高率に設定されているわけがございませぬ。したがって、深い被害に対しては支払いはされるわけがございませぬ。一方、支払いを受けない農家が多くなると

いうことは、これは予想されるわけですが、当然無事戻すべきだというような意見もありますし、要望もあるわけですが、この点はどうでしょう。

○大和田政府委員 私は、五年間試験実施をやっております。連合会に相当な黒字が積み立て金という形で蓄積されれば無事戻しをすべきだ、ぜひこれはやりたいというふうに考えております。

○斎藤(実)委員 五年間試験的にやって、その後無事戻しをまた考えるという答弁がございました。現在の掛け捨ての不満という現実の問題に対して、将来のことは先ほどお話がございましたけれども、この掛け捨ての不満に対する現状の緩和策といえますか、その方針についてどう納得させる対策を講ぜられるのか、その点についてお伺いいたします。

○大和田政府委員 私は無事戻しを考えます場合に、年々無事戻しということはちょっと危険ではないか。ことしは災害がございませんでも、来年は災害があるということが当然考えられるわけがございませぬから、年々無事戻しをすることではなくて、また五年間の実施期間が終わってから考えるというのではなくて、あらかじめ連合会の事業計画等々におきまして、試験実施期間中に積み立て金としてたまったものは、相当部分あるいは大部分無事戻しをするというふうにきめて事業を発足するというふうにいたしたいと考えております。

○斎藤(実)委員 樹体保険の実施については十分な資料がでなかったという答弁がございました。今回の試験実施では、政府の再保険がなくて農業共済組合連合会の付帯事業だ。勢い見舞金的な性格のものになるようですが、果樹農家の要望も非常にありましたし、そういう要望にもかかわらず国の再保険ができなかったということは、私は非常に遺憾だと思っておりますが、その理由についてお尋ねしたいと思います。

○大和田政府委員 樹体保険につきましては、四十年度たった一回の調査があるだけでございませぬので、被害率等について私ども十分に自信のある資料がないわけがございませぬ。したがって、今後試験実施をやりながらデータを集積して、試験実施の五年間の期間におきましても、その途中で樹体保険を、これは私見でございませぬけれども、本式に出発したい。そのときは政府の再保険ということも十分考えてまいりたいというふうに思います。

○斎藤(実)委員 大体わかりました。だんだん御質問申し上げましたように、果樹作物は、立地的に見ても、またその特殊性からしても、自然災害の脅威に非常に脅かされているという現状でありますし、したがって、経営安定の大きな障害になっているというわけです。私どもは、農業災害対策の一環として、自然災害による果樹農家の経営上の損失を補てんするという果樹保険制度が一日も早く確立されて、この法案が制度化し、また運営できるように、政府において十分配慮されて、果樹農家振興のために遺憾のないよう努力されることを強く要望して、私の質問を終わります。

○本名委員長 他に質疑の申し出もないようでありますので、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

○本名委員長 この際、参考人出頭要求の件についておはかりいたします。
すなわち、農林水産業の振興に関する件、特に生産者米価に関する問題について、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○本名委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。
なお、参考人の人選、出頭日時及びその手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

ますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○本名委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。
次会は、明十三日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十分散会